

議案第64号

静岡市営住宅条例の一部改正について

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「場合」の次に「(次条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)」を、「による」の次に「報告の」を加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第12条第2項中「申告」の次に「(前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、省令第9条の規定による方法)」を加える。

第28条中「第8条第2項」の次に「(第12条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項)」を加える。

第32条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。